

静岡県企業局管理規程第12号

静岡県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに制定する。

平成29年8月8日

静岡県公営企業管理者
企業局長 黒田 晶信

静岡県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

静岡県企業職員の給与に関する規程（昭和42年事業部管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(退職手当) 第7条の2 (略) 2・3 (略) 4 企業職員の給与条例第15条第13項の金額を支給するものとして同項に規定する管理者が指定するものは、次に掲げる者とする。 (1)～(4) (略) (5) 移転費の額に相当する金額の支給を受けることのできる者は、公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は管理者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 (6) (略)	(退職手当) 第7条の2 (略) 2・3 (略) 4 企業職員の給与条例第15条第13項の金額を支給するものとして同項に規定する管理者が指定するものは、次に掲げる者とする。 (1)～(4) (略) (5) 移転費の額に相当する金額の支給を受けることのできる者は、公共職業安定所、 <u>職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者</u> の紹介した職業に就くため、又は管理者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 (6) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- この管理規程は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 退職職員（静岡県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第25号。以下「条例」という。）第15条第1項に規定する職員をいう。）であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する改正後の静岡県企業職員の給与に関する規程第7条の2第4項（第5号に係る部分に限り、条例第15条第14項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第1項に規定する施行の日以後である場合について適用する。